◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40
○第１号
１　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　鶴田ダム取水用制水ゲート製作据付工事
⑶　工事場所　鹿児島県薩摩郡さつま町神子地内
⑷　工事内容
制水設備（高圧ローラゲート）扉体・戸当り・開閉装置・取水口スクリーン　２門分
製作・据付　純径間6.76m×有効高6.76m×設計水深60.83m
水圧鉄管　ベルマウス　２条　製作・据付
始端径6.76m×終端径5.2m×斜距離2.6m
操作制御設備　機側操作盤　２面　製作・据付
鋼製付属設備　開閉装置架台・点検架台・ベルマウス据付架台　各２基　製作・据付
空気管・油圧配管　１式　製作・据付
⑸　工期　平成24年２月～平成28年３月31日
⑹　使用する主要な資機材　鋼材：約1,100ｔ
⑺　本工事は、入札時に工事目的物の性能・機能に関する事項、社会的要請に関する事項、総合的なコストに関する事項及び施工計画の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（標準型）の適用工事のうち、品質確保の為の体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事においては、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、紙入札の申請に関しては、九州地方整備局総務部契約課に承諾願を提出して行うものとする。
⑾　本工事は、入札説明書等を電子入札システムからダウンロードする適用工事である。
⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取り扱いの対象工事である。
ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。
⒀　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。
また、実施方針については、単価等を個別に合意する方式（以下「単価個別合意方式」という。）によることとする。なお、協議開始の日から14日以内に「単価個別合意方式」による協議が整わない場合は、「単価包括合意方式」にて行うものとする。
⒁　本工事は、『「公共工事の品質確保に関する新たなる取り組み」の試行運用について』（H18. 5.16国九整契第51－２号他）に基づき、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である（入札説明書参照）。
⒂　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合で、次の事項に該当する場合は、構成員全てに入札説明書４．⑸に定める技術者とは別に、４．⑸に定める要件と同一の要件（入札説明書４．⑸②なお書に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を専任で現場に配置することとする。
・九州地方整備局の発注した機械設備工事のうち、平成19年４月１日以降に完成した工事がある場合、工事成績評定通知書の評定点の平均が72点未満の場合。
⒃　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、工事の監督補助並びに安全対策を目的として、工事現場にモニターカメラを設置するものとする。なお、モニターカメラの設置費用については、工事の監督補助として活用するものについては発注者が負担するが、工事現場内の安全対策として活用するものについては受注者が負担するものとする。
⒄　本工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合は、ビデオ撮影により不可視部分の出来形管理を行うものとする。
なお、ビデオ撮影した映像については、監督職員へ提出するものとする。
⒅　本工事は、契約締結後に施工方法等を勘案の上、施工者自らが詳細な設計を実施する、一般競争入札（詳細設計付方式）の試行工事である。
⒆　本工事は、発注者が競争参加資格確認申請書を提出した者から、本工事の積算に必要な工事費の一部について見積書を求める工事である。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　九州地方整備局における機械設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　平成９年度以降に、元請けとして次に掲げる㋐及び㋑の要件を満たす同種工事を製作し、据付した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。
但し、㋐及び㋑は同一工事であること。
㋐　設計水深25m以上のダム用ゲート（ゲート・バルブ・取水設備）であること。
㋑　機械式（油圧式含む）開閉装置が設置されていること。
「製作し、据付した」とは、自社工場でダム用ゲート設備全体のシステム設計及び主要機器である扉体及び戸当りの製作を行い設備全体を施工した場合とする。
ただし、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員が上記㋐及び㋑の要件を満たす同種工事の実績を有していなければならない。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。
なお建設業法第26条第３項及び建設業法施行令第27条第１項に該当する場合は、当該技術者は専任でなければならない。
①　１・２級土木施工管理技士の資格を有するもの又は、建設業法第７条第２号または第15条第２号に掲げる者であること。
②　平成４年度以降に、上記⑷に掲げる同種工事の経験を有する者であること。
但し、一人の主任（監理）技術者が同種工事の全ての要件を満たさなければならない。
また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のいずれか１人の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。
なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定通知書の評定点が入札説明書に示す点数未満であるもの又は工事成績評定の通知を受けていないものを除く。
③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと（入札説明書参照）。